ID:　406

担当部署:　上下水道部 下水道課

処分の概要	助成(貸付け)の決定の取消し
例　規　名 根 拠 条 項	芦屋市水洗便所改造等資金の助成に関する条例施行規則　第10条
例 規 番 号	昭和48年規則第29号

【根拠条文】

(助成の取消し)

第10条　借受人が次の各号の一に該当した場合においては、助成を取り消し、返還させることができる。

(1)　事実を偽って助成を受けたことが明らかになったとき。

(2)　条例またはこの規則に違反したとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	年　　月　　日